

（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及び バリアフリー基本構想の策定について

1. 策定に向けた背景と目的

（1）背景

本区では「交通バリアフリー法」に基づき、平成 16 年 6 月に「墨田区交通バリアフリー基本構想」、平成 17 年 3 月と平成 27 年 6 月に「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定し、区内のバリアフリー化を推進してきました。

この間、鉄道駅や道路のバリアフリー化が進み基本構想策定時とは状況が大きく変化するとともに、法制度が統合・拡充され、建物や道路の連続性を確保した「面的、一体的なバリアフリー化の方針」や具体的な事業計画の策定が努力義務となっています。

【参考】関係法令の制定・改正状況

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）〔平成 18 年制定〕

- ・ハートビル法、交通バリアフリー法を包含して制定
- ・高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とする
- ・共生社会の実現を図り、バリアフリー化を一層推進するため、平成 30 年・令和 2 年に改正
- ・基本理念を条文に追加し、共生社会の実現、社会的障壁の除去を明示
- ・地域における取組強化のため、市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設



マスタープラン・基本構想のイメージ

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）〔平成 25 年制定〕

- ・全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とする
- ・差別を解消するための措置、具体的な対応を明示
- ・差別を解消するための支援措置として、相談、地域連携、普及啓発活動の実施、情報収集・整理・提供等を明示

（2）策定の目的

区全体のバリアフリー化の方針を示し、バリアフリーに関する考え方を共有するとともに、事業者や区民との連携・協力のもと、効果的な施策を展開するため、「バリアフリー新法」に基づく「移動等円滑化促進方針」（以下「マスタープラン」という。）及び「バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定します。

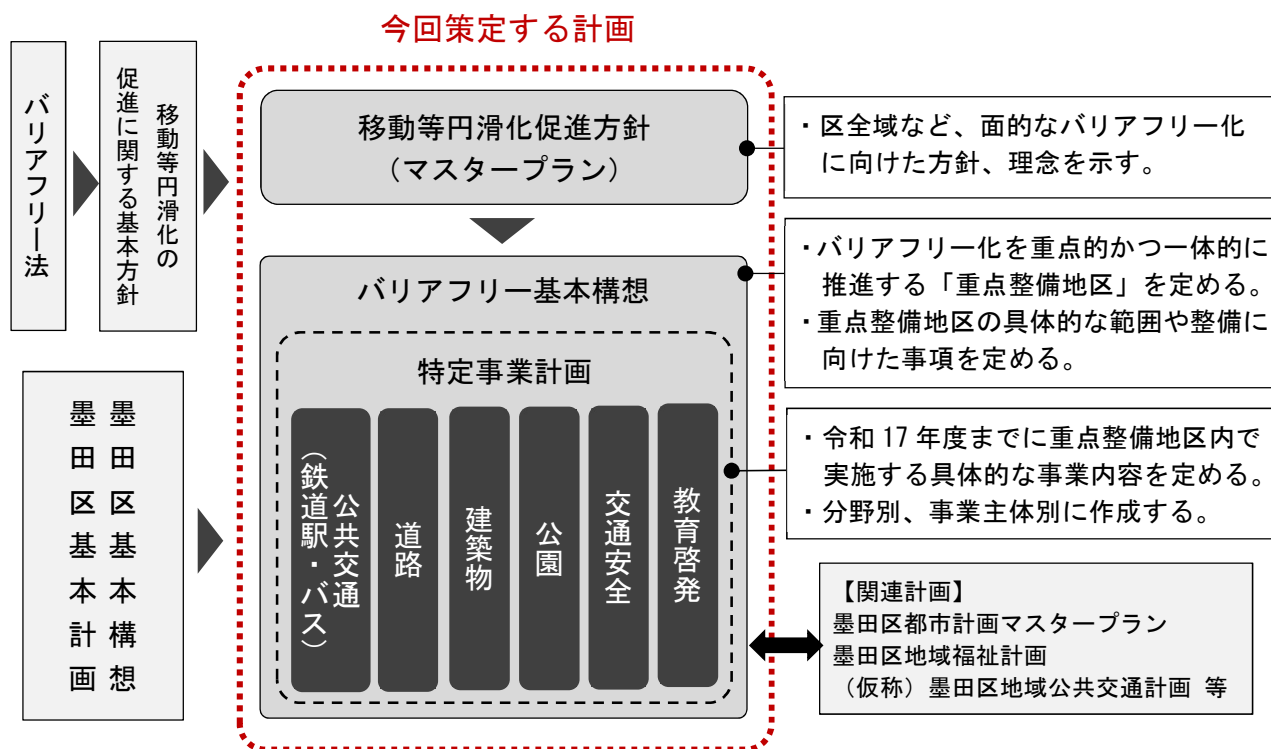
(3) マスタープラン及び基本構想の位置付け

「バリアフリー法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき、区のバリアフリーの推進に関する総合的な方針等を示すものです。

また、区の上位計画である「基本構想・基本計画」、関連計画である「都市計画マスタープラン」、「(仮称) 地域公共交通計画」、「地域福祉計画」等との整合を図りながら策定します。

なお、計画期間は2026（令和8）年度から2035（令和17）年度の10年間とします。

※中間年で見直し予定



【基本構想に位置付けられる特定事業の例】

公共交通特定事業 ノンステップバスの導入 	道路特定事業 視覚障害者誘導用ブロックの設置 	路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画の整備等 	建築物特定事業 建築物内のエレベーター設置等の段差解消 	交通安全特定事業 音響式信号機 残り時間のわかる信号機 
ホームドアの設置等 	車道との段差解消 	都市公園特定事業 園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等 	障害者対応型トイレの整備 	エスコートゾーンの設置 
教育啓発特定事業 （想定される事業） ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室） ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施 ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施 ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会 等				
【教育啓発特定事業のイメージ】				
 小学生による公共交通の利用疑似体験		 タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修		

出典：国土交通省資料

（４）策定に向けた推進体制

庁内組織である「墨田区バリアフリー推進本部」及び地域住民、施設設置管理者等による「墨田区バリアフリー推進協議会」を設置し、マスタープラン及び基本構想の策定を行います。

①墨田区バリアフリー推進本部

区長を本部長とする「墨田区バリアフリー推進本部」を設置し、「（仮称）墨田区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想」の策定及び区内のバリアフリー事業に関する総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、下部組織として、「墨田区バリアフリー推進本部幹事会」「作業部会」を設置し、具体的な検討を行います。

②墨田区バリアフリー推進協議会

計画の策定及び推進のため、「墨田区バリアフリー推進協議会」を組織します。本推進協議会において、マスタープラン等の策定について検討し、策定後の進捗管理も行います。

（５）策定に向けて今後検討が必要な事項

現行構想策定から 20 年程度が経過し、関係法令の改正や区内の基盤整備やまちづくりの状況が変化したことを踏まえ、新たな構想等の策定にあたっての留意事項、今後検討が必要な事項を以下のとおり設定します。

【策定にあたっての留意事項】

- ①新たな法制度に基づく基本構想の再整理
- ②事業進捗状況の把握・進捗管理の継続
- ③ハード面・ソフト面の一体的な策定の検討、事業の実施
- ④区民、関係団体、事業者との連携によるバリアフリー推進の体制づくり

【今後検討が必要な事項】

- ①新たな理念・方針の設定
- ②移動等円滑化促進地区・重点整備地区の設定
- ③地区範囲、施設、経路の検討
- ④心のバリアフリーをはじめ、各分野の特定事業計画の整理・充実

2. 墨田区内におけるバリアフリーの進捗状況

(1) 墨田区交通バリアフリー基本構想について

〔策 定〕平成 16（2004）年 6 月

〔計画期間〕平成 16（2004）年～平成 22（2010）年

〔附属計画〕「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定（平成 17 年（2005）年 3 月）

「墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画」を策定（平成 27（2015）年 6 月）

①目次構成

章		項目
I	交通バリアフリー基本構想策定の趣旨	1-1 趣旨 1-2 基本的な枠組み 1-3 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要 1-4 検討組織
II	墨田区の現況	2-1 墨田区の人口 2-2 墨田区の交通 2-3 まちづくりの基本方針
III	墨田区内旅客施設の現状	3-1 特定旅客施設のバリアフリー状況 3-2 バスのバリアフリー状況
IV	墨田区交通バリアフリー 重点整備地区の選定	4-1 検討候補地区の整理 4-2 地区別特性の整理 4-3 地区別整備優先順位の検討 4-4 交通バリアフリー基本構想策定地区の抽出 4-5 重点整備地区の区域、特定経路、準特定経路の設定
V	整備の基本方針	5-1 整備の課題 5-2 墨田区交通バリアフリー整備の基本理念 5-3 墨田区交通バリアフリー整備の基本方針
VI	整備項目	6-1 重点整備地区の整備項目（特定事業計画） 6-2 墨田区内その他地区の整備内容
VII	交通バリアフリーの実現に向けて	

②基本理念

だれもが移動しやすく、安全で安心な、
ふれあいのあるバリアフリーのまちづくり

③基本方針

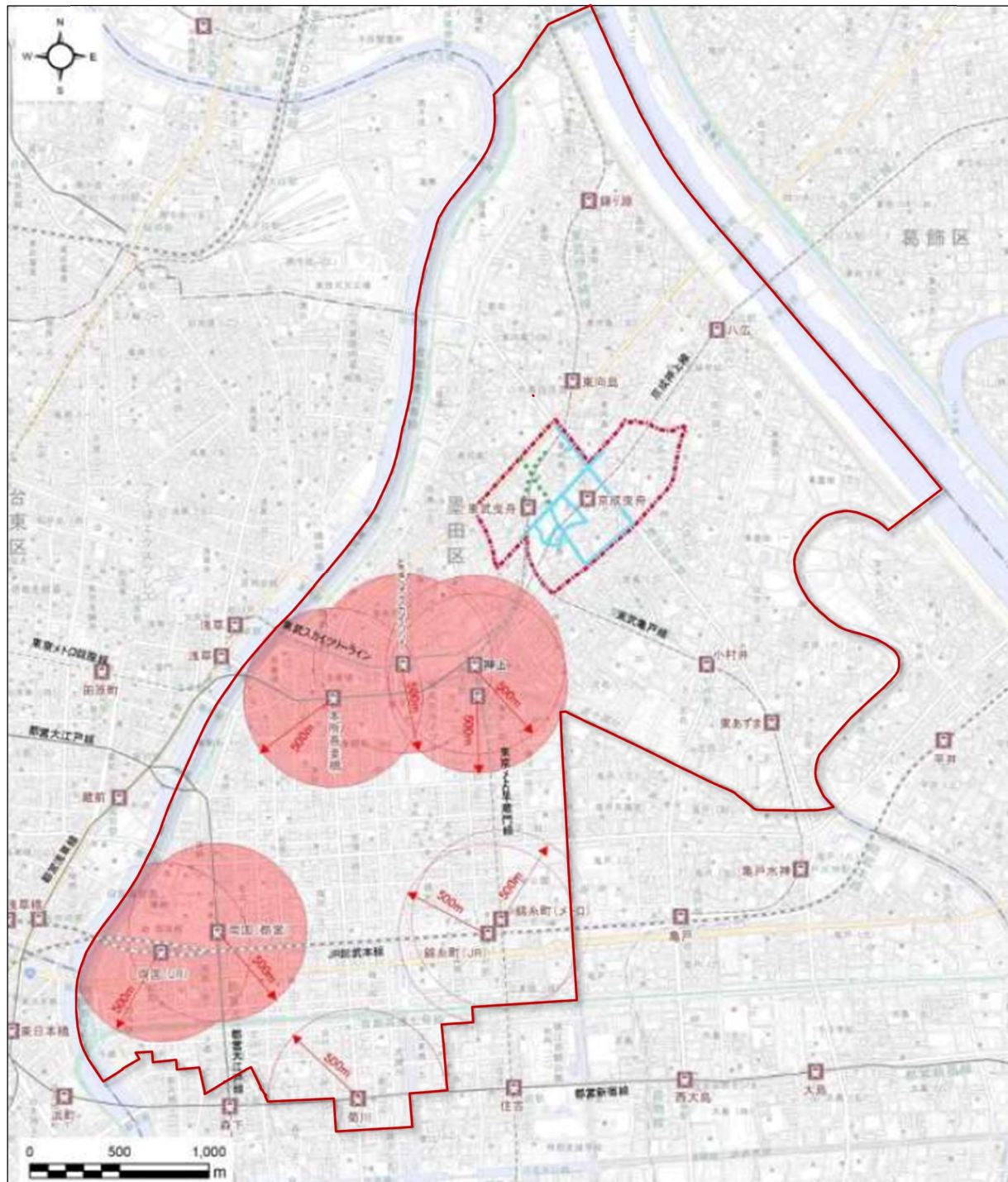
基本方向	基本方針
①ユニバーサルデザインの 視点に立ったバリアフリー化の推進	◆旅客施設や車両のバリアフリー化 ◆駅から主要施設までの経路の公共空間のバリアフリー化 ◆すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点に立った バリアフリー化
②区民や当事者等の参加・協働により、 身近に感じられるバリアフリー化の推進	◆当事者、関係者の参画により、区民の意見を反映 ◆区民・事業者・行政が、それぞれの役割と責任に基づいて、 協働によるまちづくり
③墨田区民のやさしさがあふれる バリアフリー化の推進	◆助け合いの心やボランティア意識を醸成し、 高齢者、障害者、子育て者等の社会参加の促進を図る

④重点整備地区等の設定

〔重点整備地区〕 曳舟駅重点整備地区

〔優先整備地区〕 とうきょうスカイツリー・押上・本所吾妻橋駅周辺地区

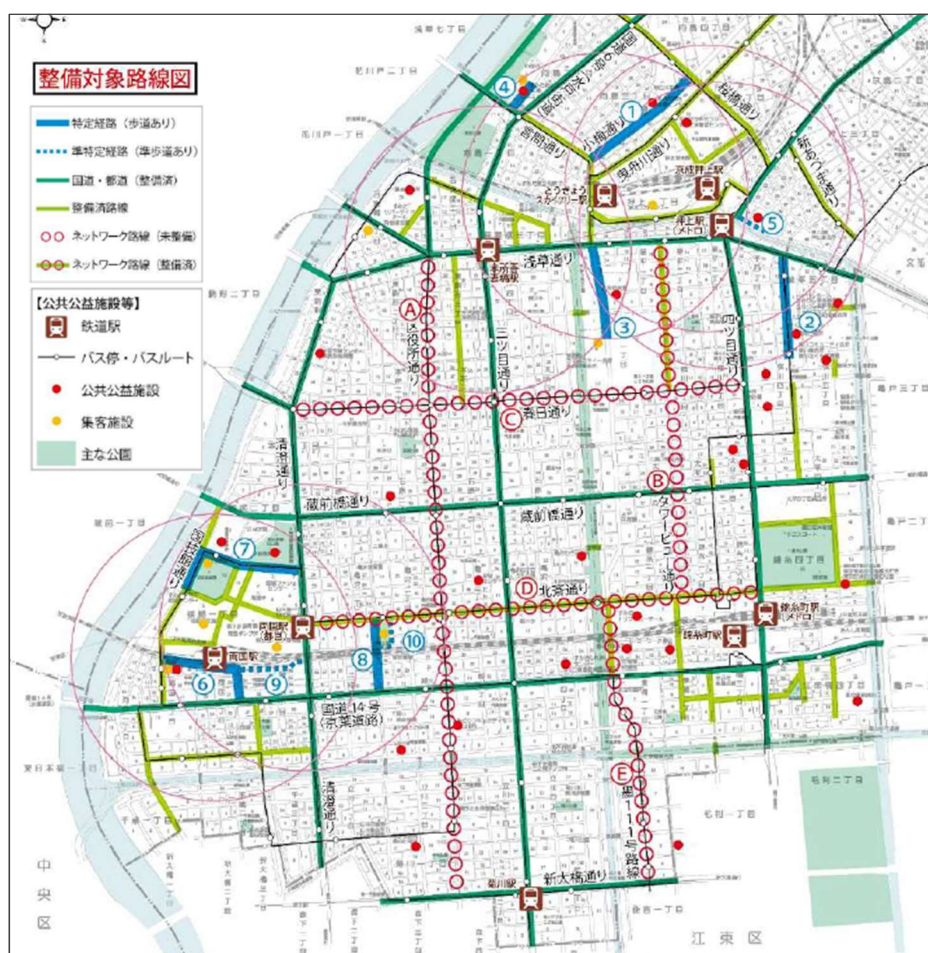
両国駅周辺地区



(2) 特定事業計画の進捗状況

①道路特定事業計画（平成27年6月策定）

項目	路線	整備状況
とうきょう スカイツリー・ 押上・本所吾妻橋駅 周辺優先整備地区	①墨26号線（小梅通り：言問通り～桜橋通り）	済
	②墨49号線（浅草通り～業平四丁目10番先）	整備中 (R5～6)
	③墨111号線（浅草通り～横川一丁目16番先）	済
	④墨29号線（見番通り：水戸街道～すみだ郷土文化資料館）	未整備
	⑤墨112号線（四ツ目通り～健生堂病院）	未整備
	①墨26号線（小梅通り：言問通り～桜橋通り）	済
両国駅周辺 優先整備地区	⑥墨6号路線（国技通り～京葉道路）	済
	⑦墨10号路線（清澄通り～国技館通り）	済
	⑧墨107号路線（北斎通り～京葉道路）	済
	⑨墨7号路線（両国四丁目37番先～清澄通り）	済
	⑩亀沢2001、2002、2018号路線（緑町公園周辺）	済
ネットワーク路線	Ⓐ墨109号路線（区役所通り：浅草通り～新大橋通り）	未整備 (一部整備済)
	Ⓑ墨46号路線（タワービュー通り：浅草通り～北斎通り）	済
	Ⓒ墨105号路線（春日通り：清澄通り～四ツ目通り）	未整備
	Ⓓ墨104号路線（北斎通り：清澄通り～四ツ目通り）	済
	Ⓔ墨111号路線（京葉道路～新大橋通り）	未整備



(3) その他のバリアフリー化の進捗状況

特定事業計画の策定のない分野については、近年の主なバリアフリー整備・まちづくり事業等の進捗状況を以下に示しています。

①鉄道駅

- ・区内には5社18駅が位置しており、ターミナル駅の錦糸町駅、押上駅では、1日当たり乗降者数が20万人を超えています。
- ・鉄道駅の1以上のバリアフリールート整備は概ね完了しているものの、小村井駅では片側ホームで階段昇降機が必要です。
- ・ホームドアの整備は、事業者間で整備状況に違いがあり、更なる整備が求められる路線もあります。

鉄道駅のバリアフリー整備の状況

事業者	路線	駅名	1日あたり乗降者数	ワンルート整備	ホームドア	バリアフリースイートイレ
JR	総武線	両国	56,471	○	×	○
		錦糸町	157,195	○	▲	○
都営	大江戸線	両国	25,852	○	○	○
	浅草線	本所吾妻橋	15,227	○	○	○
		押上	163,121	○	○	○
	新宿線	菊川	20,121	○	○	○
メトロ	半蔵門線	錦糸町	79,915	○	○	○
		押上	137,244	○	○	○
京成	押上線	押上	164,274	○	○	○
		京成曳舟	15,647	○	×	○
		八広	10,956	○	×	○
東武	東武スカイツリーライン	とうきょうスカイツリー	94,274	○	×	○
		曳舟	19,726	○	×	○
		東向島	15,611	○	×	○
		鐘ヶ淵	10,556	○	×	○
	亀戸線	曳舟	4,290	○	×	○
		小村井	9,436	▲	×	○
		東あずま	6,688	○	×	○

②バス

- ・区内を運行するバスは、3事業者合計で約30系統、延べ2,000本以上となっています。
- ・バス事業者では、低床バス、ノンステップバスの導入や、スマホアプリのバス接近情報サービス等の提供が進められています。

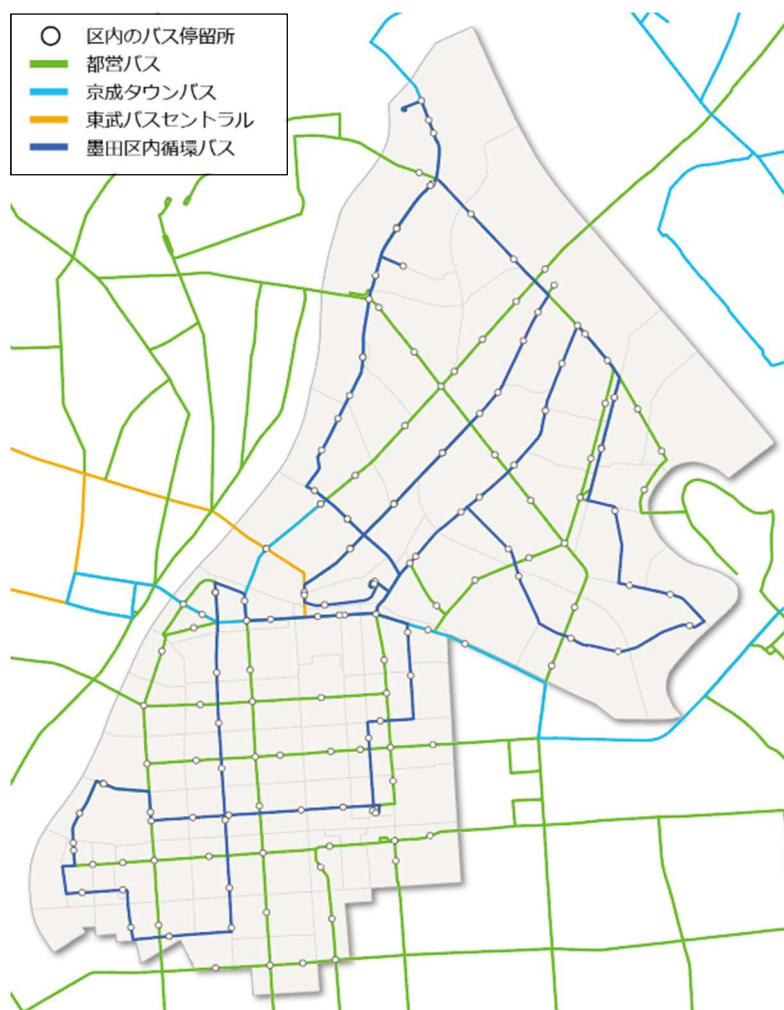
バス車両のバリアフリー化の状況

項目	令和6年4月時点
総車両数	1,501台
ノンステップバス	1,501台 (100%)

バス停のバリアフリー化の状況

項目	令和6年4月時点
バス停総数	287箇所
上屋整備	88箇所 (30.6%)
ベンチ整備	94箇所 (32.7%)
視覚障害者誘導用 ブロック整備	283箇所 (98.6%)

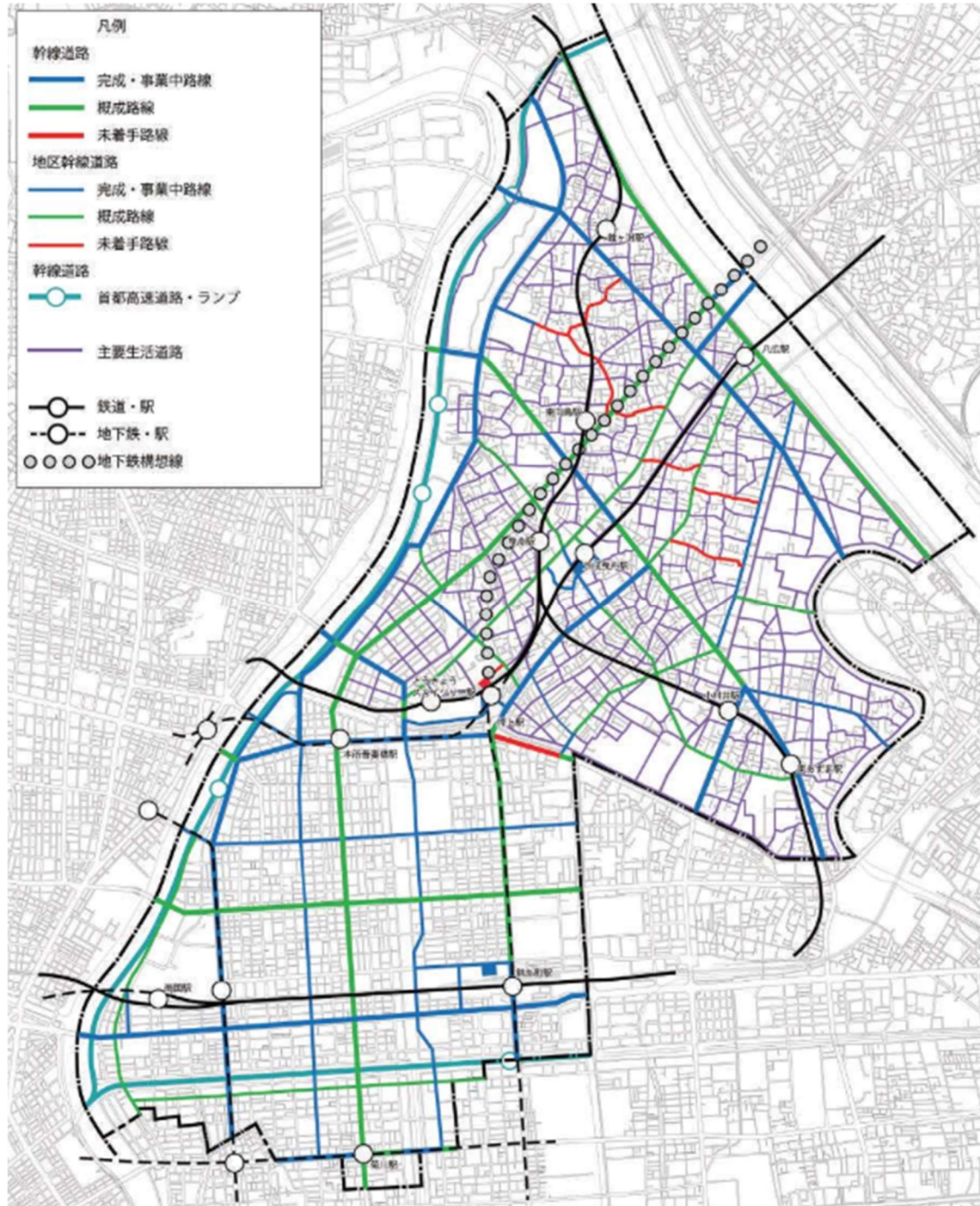
区内のバス停留所・バスルートの状況



出典：国土数値情報データより作成

③道路（※特定事業計画以外）

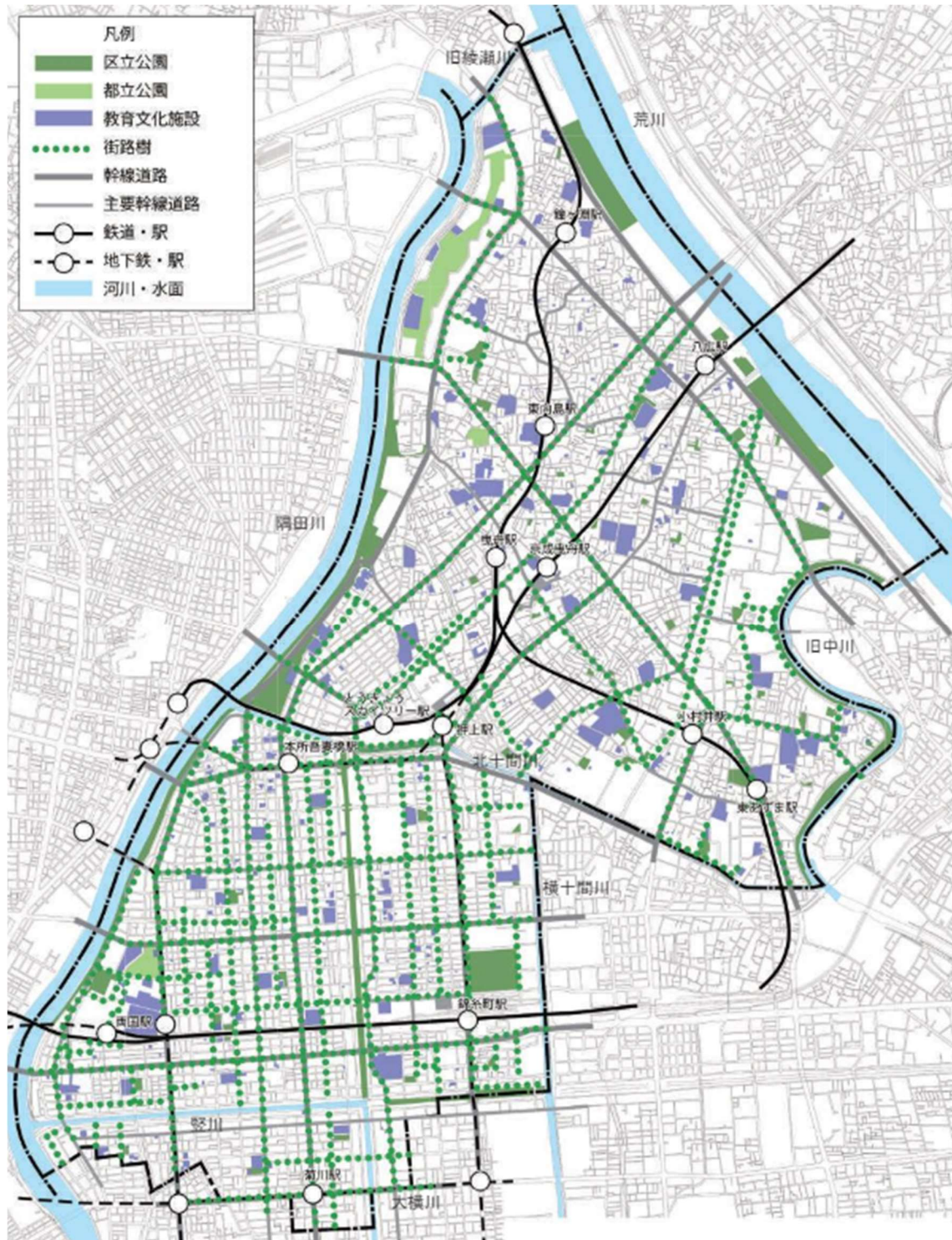
- ・区内の都市計画道路の完成率は約 53%（平成 27 年現在）で、明治通り（環状 4 号線）、四ツ目通り（放射 32 号線）、鐘ヶ淵通り・ゆりのき橋通り（補助 120 号線）等の整備が進められてきました。
- ・一方で、区北側では、細街路や、歩道のない路線も多く、細街路拡幅整備事業を進めています。



出典：都市計画マスタープラン 道路等の整備方針（平成 31 年 3 月改定）

④都市公園

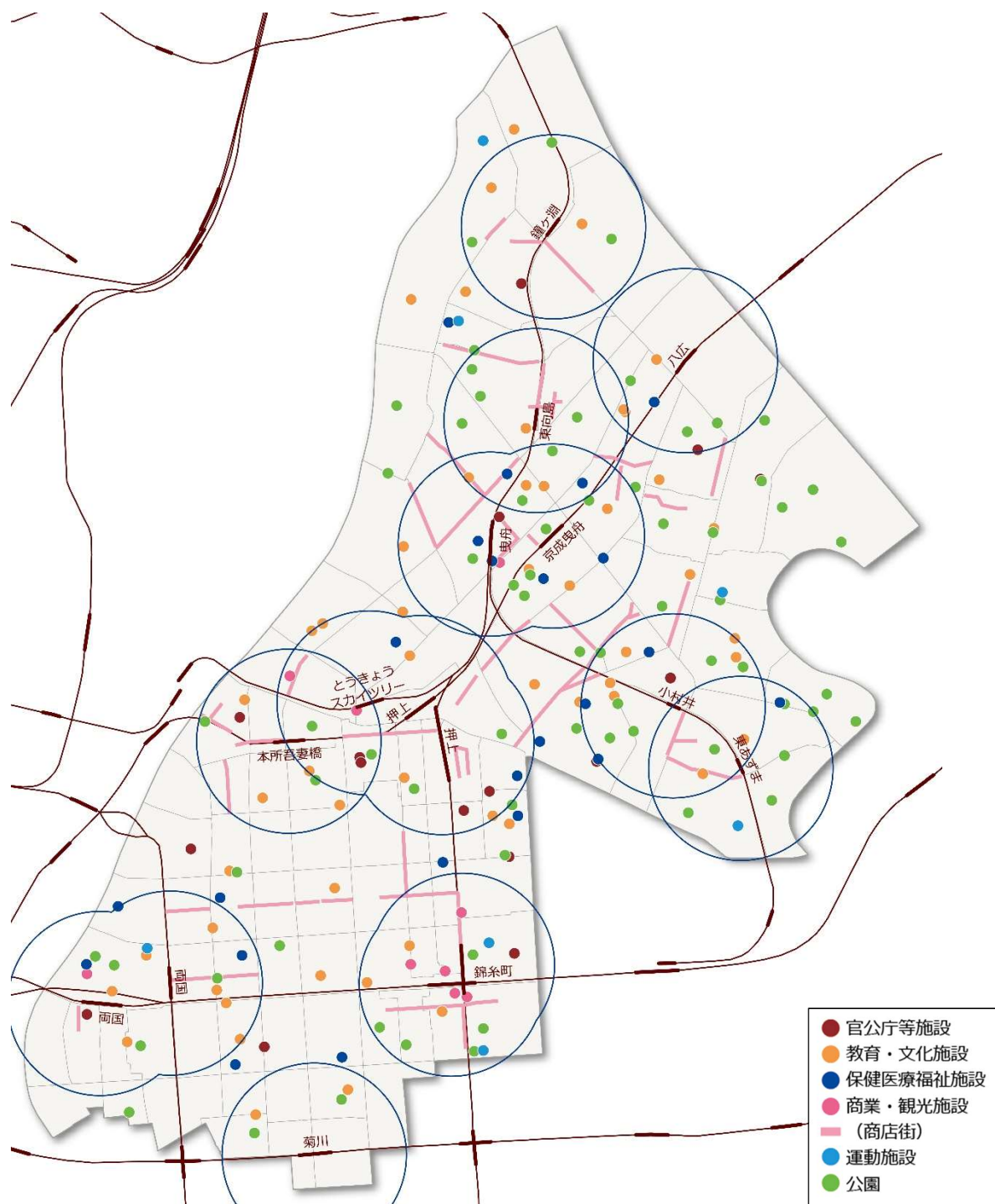
- ・区内には約 160 箇所の公園・児童遊園・区民広場があり、4 割が 500 ㎡以下の公園等です。
- ・公園等トイレの約半数はバリアフリートイレの整備が完了しており、園路や案内設備などのバリアフリー化も順次改修しています。



出典：都市計画マスタープラン 公園等現況（平成31年3月改定）

⑤建築物

- ・区内の主要な施設の立地状況は以下のとおりです。
- ・これらの施設のうち、特に多くの利用者が想定されるのは、墨田区役所等の官公庁施設、総合病院等の医療施設、商業施設です。
- ・特に公共的施設においては、新設や改修等を契機に、エレベーター等のバリアフリー設備の整備が進められています。

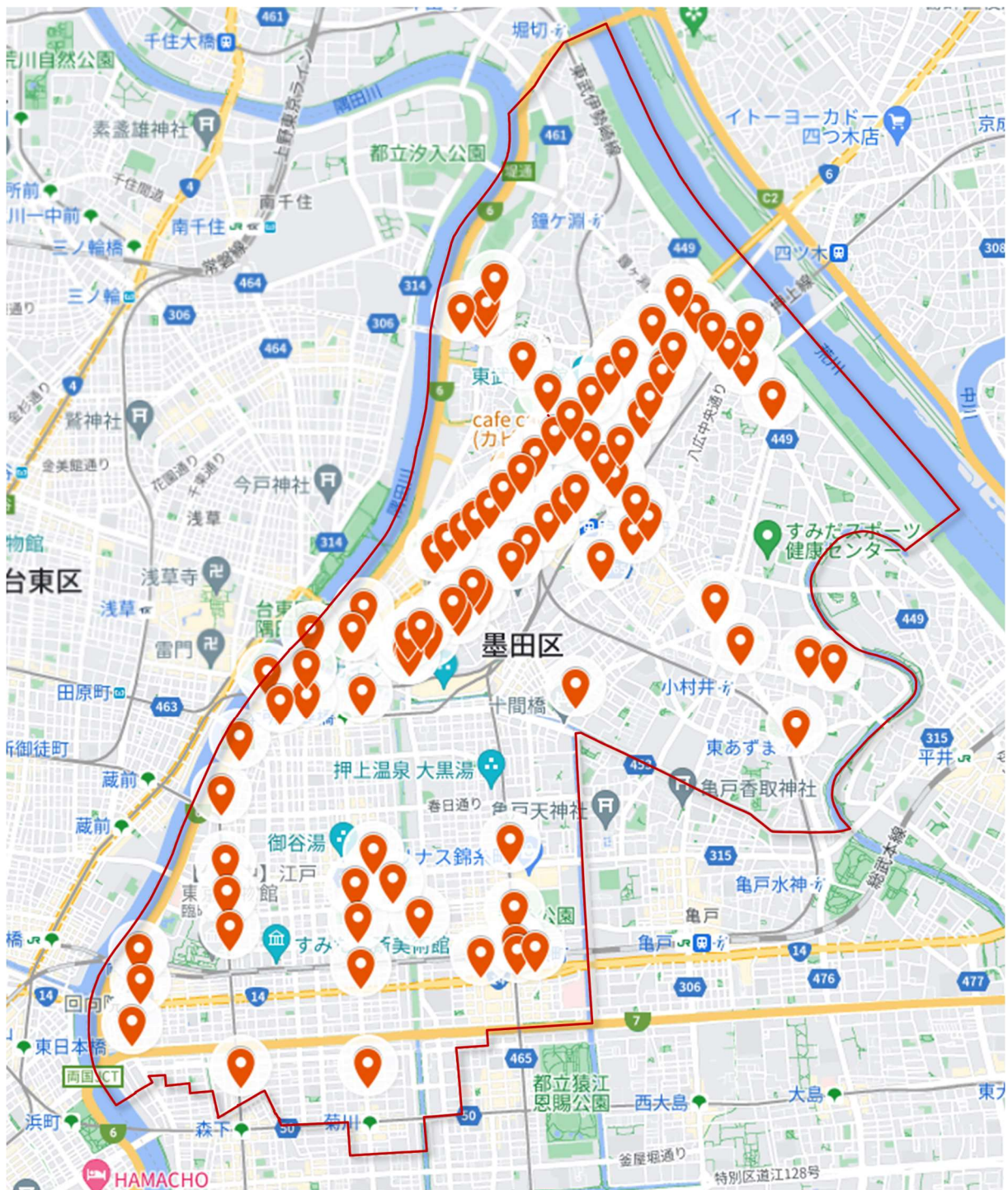


⑥交通安全

- ・曳舟駅周辺では、交通安全特定事業計画が策定され、取組が進められています。
- ・区内では音響式信号機が 90 箇所整備されています。(令和 3 年 9 月時点)
- ・音響式信号機の設置場所は、水戸街道(国道 6 号)、曳舟川通り、都道 306 号などの幹線道路に集中しています。

路線	実施すべき事業	実施時期
都道 306 号線 (水戸街道～八広中央)	・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保) ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置	平成 17～21 年度 平成 18～19 年度
区道 119 号線 (済生会向島病院～東武曳舟駅)	・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置	平成 18～19 年度
特例都道 465 号線 (明治通り～曳舟たから通り)	・信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保) ・特定経路上の交差点部での横断歩道の設置	平成 17～21 年度 平成 18～19 年度
全路道路区間共通	・道路標識及び道路標示の設置 ▶道路標識の超高輝度化 ▶道路標示の適切な補修・高輝度化	継続
	・違法駐車行為の防止のための事業 ▶横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りの実施 ▶墨田区による放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りの実施 ▶墨田区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動の実施	継続
その他配慮すべき事項	・関係機関との連携の強化 ・周辺の交通規制等との整合性の確保 ・違法駐車行為の防止のための事業の実施	継続

音響式信号機の整備状況・位置図



出典：警視庁 HP より作成（下図 google map）

⑦教育啓発（心のバリアフリー）

区で実施している心のバリアフリーに関連する主な取組は以下のとおりです。

■あんしんバリアフリーマップ

- ・高齢者、障害者、乳幼児を連れた方などが安心して外出し、行動範囲を広げられるよう、公共施設等のバリアフリーに関する情報提供を行うマップを作成、公開。
- ・「バリアフリー協力店」等の基準を満たす民間施設も掲載。



■冊子「もっと知りたい。心のバリアフリー」の発行

- ・区内の心のバリアフリーに関する取組内容を、関わる人々の声とともに紹介する冊子を作成。
- ・区役所、各出張所、図書館等で配布し、心のバリアフリーの周知に活用している。



■冊子「すみダックといっしょに『心のバリアフリー探検ツアー』」の発行

- ・啓発キャラクター「すみダック」「すみピヨ」が、まちの中のバリアフリーを見つけるために探検し、心のバリアフリーについて学ぶための小学生向け副教材冊子を作成。
- ・学校や区の施設等で配布し、バリアフリーや施設について学ぶ機会に役立てている。



■心のバリアフリー応援隊

- ・墨田区内で心のバリアフリーにつながる取組を行う事業者、店舗、NPO法人、ボランティア団体、サークル等を「心のバリアフリー応援隊」として認定。
- ・主な取組内容は、意思疎通の支援、建物のバリアフリー化などの環境整備、心のバリアフリーの情報発信への協力など。

【認定状況】 5件（令和6年3月時点）

